

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業のCSRが多面的に問われている現状、その対応によっては企業の存亡に関わる危機を招来していることから明らかなように、当社グループは企業としての社会的責任を十分に自覚しながら活動を行うことが、継続的な成長を遂げる上で極めて重要であるとの認識を持っております。コーポレートガバナンスとは、このような認識の下に経営組織の整備や経営への監視機能を強化し、企業活動を円滑に行うことであると考えております。

当社グループでは、透明性、公平性、効率性の高い経営を目指しており、適時適切な情報開示によってステークホルダーの信頼を得ることが最重要経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 樺	516,320	19.10
株式会社NCネットワーク	450,000	16.70
株式会社足利銀行	129,600	4.80
株式会社大日光・エンジニアリング	104,085	3.90
大日光・エンジニアリング従業員持株会	92,800	3.40
三井住友信託銀行株式会社	80,700	3.00
山口 侑男	78,500	2.90
株式会社商工組合中央金庫	76,000	2.80
山口 琢也	64,700	2.40
日本生命相互会社	64,200	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 12 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相馬 郁夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相馬 郁夫		—	当社との取引がある上場会社の元役員であり、同氏の経営における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、原則月1回行われる監査法人の監査に一部立会うとともに、監査法人の打合せ、報告会に出席しており、当社の内部統制及び会計上の問題点を監査法人との間で共有し、監査役監査業務を円滑に遂行するうえで参考としております。今後も現在の監査法人との緊密な連携を継続してまいります。

内部監査部門である内部監査室との連携につきましても、その監査目的・内容が異なるものの、情報共有すべき点も多いことをふまえて、各部門に対する内部監査への立会い、監査報告内容の相互閲覧等によって共有化を図っております。今後も内部監査部門との緊密な連携を継続してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
星野 俊之	他の会社の出身者													○
田原 哲郎	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野 俊之	○	—	金融機関(当社との取引はありません)での幅広い経験を生かして、業務執行機関に対する監視機能という役割を担う目的で、社外監査役に選任しております。
田原 哲郎	—	—	当社と取引がある上場会社の元役員であり、同氏の経営における豊富な知識と経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

星野俊之氏は、当社社外監査役であり、本人及びその近親者は上記(3)5のa~hのそれぞれの項目に該当はなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

本新株予約権は、割当日を2013年7月1日とし、権利行使期間を2015年3月27日から2023年2月28日としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役、常勤監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るためにストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬限度額は、平成11年6月開催の定時株主総会における決議により300,000千円以内と定められております。平成29年12月期における当社取締役報酬は、88,320千円(社外取締役含む)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては取締役会における説明資料を事前に配布したうえで、内容等について口頭で十分説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会
当社の取締役は9名(うち社外取締役は1名)であり毎月1回定時取締役会を開催し、経営の意思決定機関として全取締役・監査役が出席しております。また意思決定の迅速化を図るため、必要に応じて臨時取締役会を開催し、戦略検討及び重要事項の決議を行うとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
2. 監査役会
監査役3名(うち社外監査役は2名)は業務分担あるいは共同して取締役から営業状況の報告を受け、重要事項の閲覧を行い、必要に応じて内部監査人や監査法人との意見交換を行って、取締役の業務執行に対して監督を行っております。また、監査役は定期的に全員が出席する監査役会を開催して、監査に関する重要な報告、協議を行い、監査役の業務執行に関する事項の決定等を行います。このほか、取締役の経営監視、法令諸規則等の遵守状況確認を目的として取締役会において経営への具申を行っております。
3. 生産会議
当社では、原則として社長、部門管掌役員、部室長によって構成する生産会議を毎月1回開催し、効率的かつ円滑な業務運営ができるよう討議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役による外部的見地からの監視のもと、取締役会による審議・意思決定が行われており、現状の当社の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて、適正な企業統治の体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成16年6月30日開催の定時株主総会決議により、決算期を12月31日に変更したところから、以降の定時株主総会は毎年3月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料等の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する部署は、経営企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期経営計画の経営理念において、ステークホルダーに対するコミットメントとして、お客様:顧客満足度100%のものづくり、株主様:利益を最大化するものづくり、従業員:技と製品に誇りを持てるものづくり、を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	中期経営計画における経営理念の最初の言葉として「環境に大切にミニマムコストのものづくり」を掲げ、自然環境を守るコミットメントとして、自然に恵まれた環境を保全するために、電力・水等の無駄使いを抑制し、これらに関する数値を常に監視していくことを定めております。 なお、生産4拠点において、ISO14001の認証を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営組織の整備や経営への監視機能を強化し、企業活動を円滑かつ健全に行うことがコーポレートガバナンスの体制と企業価値の向上につながると認識しております。その実行のために社内規定の整備及び法令遵守のコンプライアンス体制と有効性を確認する内部監視などを重要視しております。なお、内部統制システムの整備状況については以下の体制を構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、前者において取締役及び使用人が、公正かつ高い倫理観をもって業務運営を行い、その大前提がコンプライアンスであるとの認識に立って全てのステークホルダーから信頼される経営体制を構築する。そのために、取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底する。また、内部監査室は、当社及び当社子会社の業務運営の状況・相互牽制機能の有効性を検証するとともに、職務執行が、法令等諸規則・定款及び社内規程に基づいて行われているか監査を実施し、その結果を社長が把握することによって適切に業務が運営されていることを確認する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定等の社内規程に基づき、事後的に確認ができるように適切かつ確実に保存・管理を行う。取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において取締役会は、企業活動の持続的発展にとって脅威となる全てのリスクに対処するための管理体制を適切に構築し、常にその体制を点検することによって有効性を検証するために、以下の事項を定める。

- (1) リスク管理体制を強化するため、取締役会の決議によりコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、社長を委員長として統轄部署を経営企画室とし、適宜リスク管理及びコーポレートガバナンスの状況を点検し、その改善を図る。
- (2) 事業遂行上の障害・瑕疵、重大な情報漏洩・信用失墜・災害等の危機に対して、予防体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において機動的な意思決定に基づき効率的な業務運営を行うために、以下の事項を定める。

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程に基づき、原則として取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委託する。執行役員は執行役員規程に基づき、取締役会で決定した事項に従い、社長の指示によって業務を執行する。
- (3) 円滑に業務を運営する機関として生産会議を設置し、業務上重要な事項を審議・決定する。生産会議は毎月1回以上開催する。
- (4) 予算管理規程に基づき、各事業年度における中期経営計画、年度計画を策定し、各部門の目標と責任を明確にし、予算と実績との差異分析を毎月行い、必要に応じて施策を講じることによって目標の達成を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の自主性を尊重するとともに、子会社の管理部署を総務部とし、関係会社規程において事前協議事項を定めて、子会社の指導・育成と、当社・子会社双方の経営効率の向上を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を全うするうえで補助を必要とする場合は、監査役と協議のうえ当社の使用人から任命し配置することとし、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得たうえで決定する。

7. 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員、使用人等は、監査役の要請に応じて、事業及びコーポレートガバナンスの状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 当社グループの役員、使用人等は、重大な法令・定款及び社内規程違反、不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす懸念のある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告する。
- (3) 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように、監査役は取締役会への出席のほかに、生産会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

8. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、使用人に周知徹底しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1) 子会社を含め、全社において金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- (2) 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
- (3) 監査役は、それらの整備及び運用状況を監査し検証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 子会社を含め、全社において反社会的勢力との関係を一切持たないことを旨とし、企業行動憲章において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定めて、役職員への周知徹底を図るため、社内に掲示するとともに講習会・研修を実施する。

(2) 総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理する。反社会的勢力からの接触を受けた役職員は直ちに上司あるいは総務部に報告する。総務部は平素から関連情報の収集に注力するため、警察・顧問弁護士等との定期的情報交換を実施する。総務部長は、反社会的勢力からの不当要求と認識した場合あるいは被害が発生した場合は、直ちに社長あるいは取締役会に報告し対応を協議したうえで警察へ通報し、必要に応じて企業及び関係者の安全を確保し法的措置を取る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部者取引管理規定を制定しており、重要情報の管理並びに役員等による株券等の売買にかんする行動基準を定めることにより、内部者取引の未然防止を図っております。

【参考資料：模式図】

